

電気料金プラン定義書

【マイホームあかり・１２】

2026年11月1日実施
京葉瓦斯株式会社

目次

1. 実施期日	- 1 -
2. 定義	- 1 -
3. 単位および端数処理	- 1 -
4. 適用条件	- 1 -
5. 供給電気方式、供給電圧および周波数	- 1 -
6. 契約電力	- 1 -
7. 適用開始日	- 2 -
8. 時間帯区分	- 2 -
9. 電気料金	- 2 -
10. 使用電力量の算定	- 2 -
11. 契約電力または電気料金プランの変更	- 3 -
12. マイホームあかり・12の定義書の変更および廃止	- 3 -
別 表	- 5 -
1. 燃料費調整	- 5 -
2. 契約容量および契約電力の計算方法	- 7 -

電気料金プラン定義書【マイホームあかり・12】（以下「マイホームあかり・12の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、マイホームあかり・12の定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

マイホームあかり・12の定義書は、2026年11月1日より実施します。

2. 定義

電気需給約款に定義される用語は、マイホームあかり・12の定義書においても同様の意味で使用します。

3. 単位および端数処理

マイホームあかり・12の定義書において電気料金その他を計算する場合の契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

4. 適用条件

マイホームあかり・12の定義書にもとづく電気料金プラン（以下「マイホームあかり・12」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電力が2キロワット以上であり、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (2) 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電力の合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) マイホームあかり・12の定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

6. 契約電力

- (1) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2の規定により計算された値を参考に1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。
- (2) 送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7. 適用開始日

- (1) マイホームあかり・12の適用開始日は、電気需給約款6に規定する電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(1)に規定する需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款29に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

8. 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

昼間時間	毎日午前9時から午後9時までの時間
夜間時間	毎日午後9時から午前9時までの時間

9. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、1円未満の端数を切り捨てたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力1キロワットにつき	377.36円
---------------	---------

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

昼間時間	44.21円
夜間時間	33.38円

(3) 割引額

- ① 割引額は、②に規定する割引前料金額に③に規定する割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものとします。
- ② 割引前料金額は、(1)に規定する基本料金と(2)に規定する電力量料金(燃料費調整額を含む)の合計とします。
- ③ 電気を使用する需要場所において、当社との間でガス使用契約を締結している場合、1か月の割引額を設定し、差し引きます。その適用条件、割引率は次のとおりです。

ペア割(定率)	当社とのガス使用契約を締結していること	3.0%
---------	---------------------	------

- ④ 電気需給約款18の規定により電気料金を日割計算する場合であっても、割引額は日割計算しません。
- ⑤ 原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。③の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は0

円とします。

- ⑥ お客さまが、③に規定する適用条件を満たさないことが判明した場合は、判明した日以降に到来する電気の計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。

10. 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に30分ごとの使用電力量を料金算定期間において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。
- (3) 需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、料金の算定期間は、消滅日の全日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。

11. 契約電力または電気料金プランの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) 原則としてお客さまは、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から1年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4) 契約電力または電気料金プランの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

12. マイホームあかり・12の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、マイホームあかり・12の定義書を変更する場合には、電気需給約款4の規定に準じます。
- (2) 当社は、マイホームあかり・12の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) マイホームあかり・12の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

付 則

1. マイホームあかり・12の定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2026年10月31日まで旧電気料金プラン定義書の適用があり、2026年11月1日以降マイホームあかり・12の定義書が適用されるお客さまについて2026年11月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧電気料金プラン定義書に基づき料金を算定するものといたします。

2. マイホームあかり・12の新規申し込みについて

2023年6月30日以降は、新規申し込みはできません。

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円})$$

$$\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から 10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から 11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から 12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年 の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から 2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から 3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から 4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から 5月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1キロワット時につき	0.183円
------------	--------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。

2. 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流}^{※1} \text{ (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \div 1,000 \times 0.75$$

(小数点以下は、切り捨て)

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は200ボルトとします。

※1 契約主開閉器の定格電流は、単相2線式の場合は、30A以上、単相3線式の場合は、15A以上

とさせていただきます。

単相3線式の主な算定結果

主開閉器容量 (A)	15	20	30	40	50	60
契約電力 (kW)	2	3	4	6	7	9

- (2) 送配電事業者が技術上やむをえず、供給電気方式および供給電圧を交流3相3線式標準電圧200ボルトとする場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \div 1,000 \times 0.75$$

(小数点以下は、切り捨て)